

尼崎西宮芦屋港港湾計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 尼崎西宮芦屋港の開発、利用等についての検討を行い、令和10年代後半を目標年次とした港湾計画改訂の素案を策定するため、尼崎西宮芦屋港港湾計画検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 尼崎西宮芦屋港長期構想及び港湾計画の検討に関すること。
- (2) 検討会の運営に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

(会長)

第4条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代表する。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員（学識経験者を除く）が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
- 5 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を非公開にすべきであると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
- 7 会議の公開は、傍聴を認めることにより行う。
- 8 会議の公開及び傍聴の実施について必要な事項は別に定める。

(議事録)

第6条 検討会の議事録は事務局が作成する。

- 2 議事録公開の実施について必要な事項は別に定める。

(謝金)

第7条 委員（行政関係者の委員を除く。）が会議に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第4項の規定に基づき代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第5条第5項の規定に基づき委員以外の者が出席したときは、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員(県の職員である委員を除く。)が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44条)及び旅行依頼に伴う旅費支給に関する職務の級の決定基準(昭和61年1月9日人第543号)の規定により、行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

3 第6条第4項の規定に基づき代理人が会議に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

4 第6条第5項の規定に基づき委員以外の者が会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。この場合において、その者の格付けは、委員本人と同様とする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、兵庫県県土整備部土木局港湾課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、施行日より4箇年で失効する。

別表（第3条関係）

尼崎西宮芦屋港港湾計画検討会委員

区分	委員名	職業
学識経験者 (6名)	石黒 一彦	神戸大学大学院准教授
	今西 珠美	流通科学大学教授
	鋤田 泰子	神戸大学准教授
	竹林 幹雄	神戸大学大学院教授
	田中 みさ子	大阪産業大学教授
	山縣 宣彦	一般財団法人みなと総合研究財団理事長
港湾・海事関係者 (5名)	松本 泰則	尼崎西宮港運協会会長
	北本 淳	ひょうご埠頭(株)代表取締役専務
	吉田 修	尼崎商工会議所会頭
	辰馬 章夫	西宮商工会議所会頭
	永瀬 隆一	芦屋市商工会会長
市 (3名)	森山 敏夫	尼崎市 副市長
	北田 正広	西宮市 副市長
	佐藤 徳治	芦屋市 副市長
行政 (5名)	魚谷 憲 (安部 賢)	近畿地方整備局港湾空港部長
	檜原 毅 (黒崎 昭夫)	西宮海上保安署長
	中村 昭敏 (鶴山 久)	神戸運輸監理部海事振興部長
	服部 洋平 (濱 浩二)	兵庫県県土整備部長
	正垣 修志 (成岡 英彦)	阪神南県民センター長
オブザーバー	平井 洋次	国土交通省港湾局計画課港湾計画審査官

() は前任者